第３号様式（第２条関係）

三浦市指令　第　　　　　号

年　　月　　日

専用水道布設工事不適合（不確認）通知書

　　　　　　　　　　　　様

三浦市長　　　　　　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けで確認の申請のありました専用水道布設工事は、水道法第３２条の規定により同法第５条の規定による施設基準に適合しない（申請書の添付書類及び図面によっては判断することができない）旨通知します。

１　専用水道施設の名称

２　専用水道施設の設置場所

３　適合しない点（判断することができない理由）

（教示）

１　この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、三浦市長に対して異議申立てをすることができます。だたし、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、処分があったことを知った日にかかわらず、異議申立てをすることはできません。

２　この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、三浦市を被告として（訴訟代表者は三浦市長となります。）この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、処分があったことを知った日にかかわらず、訴えを提起することはできません。